

◎新潟県訓令第13号

庁 中 一 般  
 企 業 局  
 病 院 局  
 各行政委員会事務局

議案等調製規程（昭和34年2月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（議案の決裁）</p> <p><b>第3条</b> 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載した書面をもって、主管の各課長及び部局長並びに<u>総務部長</u>、知事政策局長、副知事及び知事の決裁を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（合議）</p> <p><b>第4条</b> 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、<u>総務部長</u>の決裁を受ける前にそれぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p style="text-align: center;">（様式の準則）</p> <p><b>第8条</b> <u>総務部長</u>は、必要があると認めるときは、議案又は報告の様式について準則を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（議案の決裁）</p> <p><b>第3条</b> 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載した書面をもって、主管の各課長及び部局長並びに<u>総務管理部長</u>、知事政策局長、副知事及び知事の決裁を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（合議）</p> <p><b>第4条</b> 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、<u>総務管理部長</u>の決裁を受ける前にそれぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p style="text-align: center;">（様式の準則）</p> <p><b>第8条</b> <u>総務管理部長</u>は、必要があると認めるときは、議案又は報告の様式について準則を定めることができる。</p>